

令和2年10月1日(木)から令和3年1月31日(日)まで

高齢者インフルエンザ予防接種のお知らせ(説明書)

対象者 接種を希望する札幌市民又は東日本大震災による被災等に伴う避難のため札幌市内に居留している方で、以下の①又は②に該当する方

- ① 接種日現在で満65歳以上の方
- ② 接種日現在で満60歳以上65歳未満の方であって、心臓、じん臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを持つ方(身体障害者手帳1級またはそれに準じる方)

接種場所 指定医療機関
(パソコン及び携帯電話から「札幌市 高齢者用予防接種 医療機関」で検索いただけます。)※事前に予約が必要な場合があります。

接種回数 実施期間中 1回

接種料金 1,400円

持ち物

- ・ 年齢・住所を確認できる書類
- ・ 身体障害者手帳(1級)又は医師の診断書等【上記対象者②の方のみ】
- ・ 料金免除に係る証明書類【料金が免除される方のみ】



「高齢者用予防接種実施医療機関」の二次元コードです。

上記対象者のうち料金が免除される方

上記対象者のうち、下の表に該当する方は、接種料金が免除されます。

※ 上記対象者以外の方(例：60歳未満の方など)は、下の表に該当する方であっても、任意の予防接種(接種料金は全額自己負担)になります。

※ 料金の免除には、所定の証明書類(いずれかひとつ)を接種当日に接種を受ける医療機関に提出する必要があります。後日、接種料金を返金することはできませんので、ご注意ください。

料金が免除される方	持参する証明書類(主なもの)
生活保護世帯の方	・ 生活保護受給証明書(証明願) ・ 保護変更決定通知書 ※世帯主のみ。一番近い月のもの。
市民税非課税世帯の方 (世帯全員が非課税の場合のみ)	・ 介護保険料納入(特別徴収決定・変更・停止)通知書 ※通知書2枚目の保険料段階が第1～3段階の方 ・ 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(75歳以上) ※上記の書類を紛失してしまった場合、該当しない場合など、他に証明書類がない場合は、世帯全員分(高校生以下の世帯員を除く)の市・道民税に係る「課税証明書」を医療機関に提出してください。
東日本大震災による被災等に伴う避難のために被災地から札幌市内に居留している方	・ 避難前の住所地及び年齢が確認できるもの - 例：罹災証明書、健康保険証、運転免許証など ※被災地として本事業の対象となる市町村 岩手県、宮城県、福島県の全域、青森県、栃木県、千葉県、茨城県のうち一部 (詳しくはお問い合わせください。)

1 インフルエンザとは

インフルエンザの流行は、通常、初冬から春先にみられます。

インフルエンザの典型的な症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛等で、のどの痛み、咳、鼻水等もみられます。普通のかぜにくらべて、全身症状が強いのが特徴です。気管支炎や肺炎を合併し、重症化することが多いのもインフルエンザの特徴です。

2 インフルエンザの予防接種の有効性

インフルエンザ予防接種の有効性は世界的にも認められています。

予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、効果が持続する期間は約5か月といわれていますので、接種を希望する方は、インフルエンザが流行する前の12月中旬頃までの接種が適当とされています。

また、インフルエンザウイルスは毎年変化しながら流行するため、予防接種は毎年1回受けることが効果的です。

※冬に流行するインフルエンザにはA型とB型があります。以前のインフルエンザワクチンはA型2種類とB型1種類に有効でしたが、平成27年度からは、これまでのA型2種類に加え、B型も2種類に効果があるものに改良されました。

3 インフルエンザの予防

感染予防のためには、予防接種のほかに、手洗い・うがいをしっかりとすることも大切です。また、周囲の人への感染を防ぐためにも咳やくしゃみが出るときはマスクをつけ、マスクを持っていない場合には、顔をそむけてティッシュなどで口と鼻をおおうなど、「咳エチケット」を心がけてください。また、インフルエンザが流行しているときには、必要のない外出（特に人が多く集まる場所）を控えましょう。

4 予防接種を受ける前に

● 一般的な注意

予防接種についてわからないことは、接種前に医師や看護師、各区保健センターの健康・子ども課（4ページ）にお尋ねください。

予診票は、予防接種の可否を決める大切な情報ですので、接種を受ける方が責任をもって記入してください。

● 予防接種を受けることができない方

- (1) 37.5℃以上の熱がある方
- (2) 重い急性疾患にかかっている方

- (3) インフルエンザ予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシーショックを起こしたことが明らかな方
- (4) その他、医師が不適当な状態と判断した方

● 予防接種を受ける前に、担当医師とよく相談しなくてはならない方

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
- (2) 予防接種後2日以内に発熱のみられた方
- (3) 予防接種後2日以内に全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- (4) 過去にけいれんの既往のある方
- (5) 過去に免疫不全の診断がされている方
- (6) インフルエンザ予防接種に含まれる成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある方

● 予防接種を受けた後の注意

- (1) インフルエンザワクチン接種後24時間は副反応の出現に注意し、観察しておく必要があります。特に、接種後30分以内は健康状態の変化に注意してください。
- (2) 入浴は、接種後1時間以上経過してから行うようにしてください。
- (3) 過激な運動、大量の飲酒は、それ自体で体調の変化をきたす恐れがあるので、接種後24時間は避けてください。

5 インフルエンザの予防接種の副反応

予防接種の後、まれに副反応が起こることがあります。また、他の病気がたまたま重なることもあります。

予防接種の注射のあとが、赤みを帯びたり、はれたり、痛んだり、また、わずかながら熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさ等が見られることもありますが、通常2～3日中に治ります。

接種後、これらの症状が強く現れた場合は、接種した医師にご相談ください。

6 予防接種後健康被害救済制度

高齢者インフルエンザ予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

ただし、補償を受けるためには、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前や後に紛れ込んだ感染症又は別の原因等）によるものなのかの因果関係を救済請求に基づいて国の審査会にて審議し、予防接種によるものと厚生労働大臣が認定することが必要です。

お問い合わせ先

- ・指定医療機関や定期接種の概要は札幌市コールセンターでご案内しています。

札幌市コールセンター ・ 222-4894 〈年中無休 8:00 ～ 21:00〉

- ・高齢者インフルエンザ予防接種に関するご相談・ご質問は、医療機関や各区保健センターにお問い合わせください。

各区保健センター（健康・子ども課） 〈月～金（祝日を除く）8:45 ～ 17:15〉

中央保健センター ☎ 511-7222	豊平保健センター ☎ 822-2469
北保健センター ☎ 757-1185	清田保健センター ☎ 889-2047
東保健センター ☎ 711-3211	南保健センター ☎ 581-5211
白石保健センター ☎ 862-1881	西保健センター ☎ 621-4241
厚別保健センター ☎ 895-1881	手稲保健センター ☎ 681-1211

※ 各区保健センター（健康・子ども課）で「実施医療機関名簿」をご覧ください。

- ・予防接種実施医療機関等は、札幌市保健所ホームページでもご案内しています。

札幌市ホームページ → 「札幌市 高齢者インフルエンザワクチン」で検索
<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/fy04koureiinflu.html>

札幌市国民健康保険からのお知らせ



とくとく健診 忘れていませんか、年に一度の健康チェック。

- 生活習慣病予防のために、とくとく健診（特定健診）を受けましょう。
- ※「とくとく健診」に関することは【電話211-2887】へ。



とくとく健診の
二次元コードです。